

漁業権切り替えについて

中村 勇次

1. 目的

漁業権は、共同漁業権・区画漁業権・特定区画漁業権・定置漁業権の種類があり、共同漁業権・区画漁業権が10年ごとの切り替えなのに対し、特定区画漁業権・定置漁業権は5年ごとの切り替えである。すなわち、10年に1回はすべての漁業権の切り替えの年にあたり、平成15年9月からの漁業権切り替えが丁度その年に当たる。漁業権切り替えに関する事務手続きは、漁協及び市町村がこれにあたるが、毎年の定期的な業務ではないこと、人事異動による担当替え等で担当者がきちんと理解していないことが多い。よって、漁協及び市町村を対象とした漁業権切り替えに関する講習会を開催することとした。

2. 場所及び実施日時

平成14年4月24日 沖縄市産業交流センター

3. 協力

- ・ 県農林水産部 水産課 漁業管理班
- ・ 沖縄市役所 農林水産課

4. 方法

沖縄市産業交流センターにおいて、水産試験場普及センター中村勇次技師より「沖縄県下における増養殖の実施状況」でそれぞれの養殖業と当てはまる漁業権種類について、農林水産部水産課漁業管理班谷修二郎主任を講師として「漁業権の切り替え並びに利用について」と題して講習会を開催した。

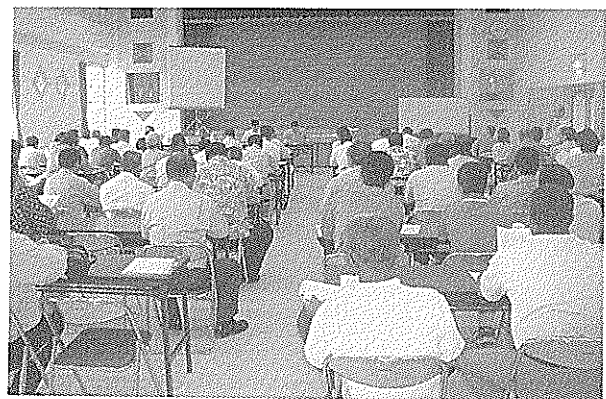
5. 結果

研修会は、海面の所管（基本的には国土交通

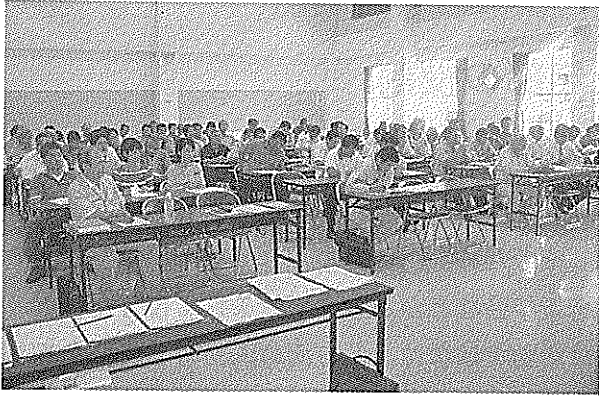
省だが、漁業権設定区域・港湾区域・漁港区域・海岸保全区域等によって所管が異なる）に始まり、漁業権の種類・内容・期間や漁業権切り替えのスケジュールについて具体的な説明を行った。また、今回の切り替えから区画漁業権で○垂下式養殖業という項目が加わってくること、区画漁業権・特定区画漁業権の重ね取りについて、例えばモズク養殖と貝類垂下式養殖・魚類養殖と貝類小割式養殖等の養殖場所や養殖時期が重ならないような漁業権の重ね取りができることであった。

6. 考察

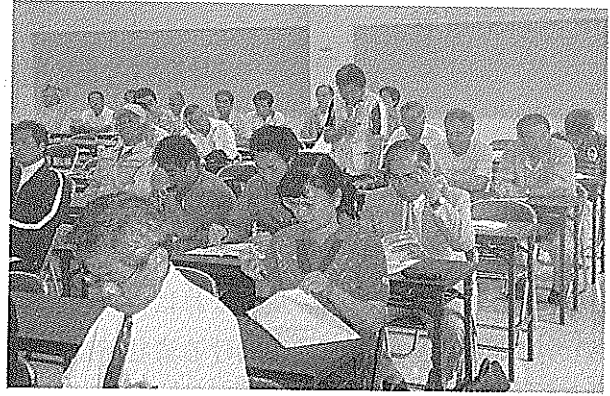
漁業権切り替えは、5年ごとに行われているので、経歴の長い担当者でも忘れていくことが多く、新任の担当者では、漁業権の意味から理解しなければならない。特に今回のような10年に1度の切り替えの場合は、全地区を対象にした説明会が是非とも必要である。今回の説明会では、具体的な事例を織り交ぜながら説明を行ったため、後は各担当地区の普及員で各地区のそれぞれの事例について対応していくことになる。



講習会の様子



講習会には多数の参加があった



会場からも盛んな質問があった。



谷主任より「漁業権の切り替え並びに利用について」の講演を行った。